

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 2 号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(徴収職員に係る権限の委任)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事務に従事する職員に当該各号の事務に係る国税徴収法に規定する徴収職員の権限を委任する。この場合においては、第1号に掲げる事務に従事する職員に対しては検査職員証（第1号様式）を、第2号に掲げる事務に従事する職員に対しては滞納者財産差押職員証（第2号様式）を交付する。

- (1) 法附則第6条第4項の規定により徴収する同条第1項に規定する保育費用の滞納者の財産に関する調査のための質問又は検査に関すること。
- (2) 前号の滞納者に係る搜索又は財産の差押えに関すること。

別表第3の次に次の2様式を加える。

第1号様式（第4条関係）

（表面）

第	号	
検 査 職 員 証		
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
年	月	日交付
京都市長		印

（裏面）

- 1 この証は、子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する同条第1項に規定する保育費用の滞納者の財産に関する調査のための質問又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証の有効期間は、交付の日から1年とする。

第2号様式（第4条関係）

（表面）

第	号	
滞納者財産差押職員証		
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
年	月	日交付
京都市長		印

（裏面）

- 1 この証は、子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する同条第1項に規定する保育費用の滞納者に係る搜索又は財産の差押えを行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証の有効期間は、交付の日から1年とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)